

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金保険料の退職（失業） による特例免除

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が会社を退職（失業）されたときは、国民年金の第1号被保険者へ変更となり、保険料の納付が必要となります。しかし、退職（失業）により保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除される特例免除制度が設けられています。対象は退職（失業）された方で、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。（ただし、配偶者・世帯主

に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります）
必要書類等

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）

②失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等）

③印鑑（本人が署名する場合は不要）
申請・問合せ先 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市民課

☎（275）6241または堺西年金事務所
☎（243）7900へ提出

国民年金保険料の改正

令和3年4月分～令和4年3月分の国民年金保険料が次のとおり改正されました。

▼新しい保険料（月額）

・保険料…1万6610円
・4分の1免除…（1万2460円納付）

・半額免除…（8310円納付）

・4分の3免除…（4150円納付）

問合せ先 市民課 ☎（275）6241または堺西年金事務所 ☎（243）7900

20歳になられた方へ

日本年金機構では20歳になられた方に対して国民年金制度を理解していただくために、日本年金機構ホームページに動画をアップロードしています。国民年金の大切さやメリットなど、手続き等がわかりやすく表現されていますので、ご覧ください。

▼URL: <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

問合せ先 市民課 ☎（275）6241

税

路線価を公開しています

税務課では納税者の皆さんに固定資産税の評価に対するご理解を深めていただくため、評価の基礎になる路線価を公開しています。

※路線価…街路に沿接する標準的な

画地の1㎡あたりの価格

問合せ先 税務課

☎（275）6109

地価公示価格の閲覧

令和3年の地価公示価格が国土交通省から発表されています。

地価公示価格とは、国土交通省が全国の標準的な土地を選んで、その適正な価格を皆さんにお知らせするもので、税務課・市役所2階行政資料コーナー・図書館で閲覧できます。

問合せ先 税務課

☎（275）6109

市・府民税の申告を4月15日まで延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市・府民税の申告を4月15日まで延長します。申告場所とは市役所（本館1階）税務課市民税係に変更となりますので、ご注意ください。また、テクスピア大阪での確定申告についても、4月15日まで延長されます。

問合せ先 税務課

☎（275）6097

市税の納付は必ず納期内に

市税は市の財政運営において大切な財源です。納期を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。令和3年度の市税の納期は次の表のとおりです。

令和3年度 市税の納期限		
対象税目	期 別	納期限
固定資産税 都市計画税	全期前納	令和3年5月31日
	第1期分	令和3年5月31日
	第2期分	令和3年8月2日
	第3期分	令和3年12月20日
	第4期分	令和4年2月28日
市・府民税 (普通徴収)	全期前納	令和3年6月30日
	第1期分	令和3年6月30日
	第2期分	令和3年8月31日
	第3期分	令和3年11月1日
	第4期分	令和4年1月31日
軽自動車税	全 期	令和3年5月31日

なお、固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の納税通知書は5月上旬、市・府民税の納税通知書は6月上旬に送付します。

問合せ 税務課

☎ (275) 6094

固定資産課税台帳の閲覧

令和3年度固定資産課税台帳が閲覧できます。閲覧する場合には、納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるものが必要です。なお、代理人等はこれらに加えて委任状等も必要となります。

また、所有者、納税義務者及びこれらの者から委任を受けた者に加えて、借地借家人等についても、その使用または収益の対象となる部分に限り、固定資産課税台帳を閲覧することが出来ます。なお、借地借家人等については、当該資格を証する書類（賃貸借契約書等）が必要です。

問合せ 税務課

☎ (275) 6109

国民健康保険

国民健康保険料の軽減判定について

軽減判定所得が基準以下の場合、保険料の均等割と平等割が次のとおり

り軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合
同一世帯内の被保険者と世帯主（被保険者でない方も含む）の総所得等の合計額 【基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）】を超えないとき	7割
【基礎控除額（43万円）+28万5千円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）】を超えないとき	5割
【基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）】を超えないとき	2割

※1…給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える
※2…基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。
※3…軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
※4…年金収入につき公的年金等控

令和3年度 国民健康保険料の改定

保険料は、所得に応じてかかる所得割、世帯員数に応じてかかる均等割、加入者の世帯に平等にかかる平等割の3つを医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれで計算し、さらにそれらを総合計して各世帯ごとに決められます。

令和3年度の保険料が決定したので、お知らせします。 問合せ 健康づくり課 ☎(275)6374

令和3年度 改定後の国民健康保険料

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8.62%	2.73%	2.47%
均等割	30,640円	9,478円	18,213円
平等割	31,870円	9,858円	—
最高限度額	630,000円	190,000円	170,000円

除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

新しく国保に加入する方へ

新しく国民健康保険に加入した場合の保険料の計算は、資格取得日（健康保険の資格を喪失した日、健康保険の扶養家族から外れた日、転入日など）からです。この日から14日以内に資格喪失証明書・離職票等を持参のうえ、届け出なければなりません。遅れると資格取得日まで最高2年間さかのぼって保険料を支払わなければなりません。また、理由無く遅れた場合、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

後期高齢者医療

健康診査・人間ドック費用の助成・歯科健診

▼健康診査

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に対して、4月下旬～5月上旬にかけて健康診査受診券を送付します。（令和3年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月に送付します。）受診券に記載されている有効期限までに指定医療機関等で受診してください。（年度中に1回）

受診の際は、事前に医療機関等へお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、長期入院中や施設入所中の方は、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象から除いています。なお、退院・退所等で状況に変化があった場合は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

▼人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に人間ドックの費用の一部を助

成しています。助成を受けるには、健幸づくり課へ必要書類を持参し、申請してください。なお、助成を受けられる回数は年度中1回、2万6000円を上限としています。

必要書類 人間ドックの領収書、検査結果通知書等の写し、被保険者証、口座情報ができるもの、印鑑

▼歯科健診

広域連合が指定する歯科医院等で無料で受診できるので、積極的に受診してください。（年度中に1回）

対象者には4月下旬頃に歯科医院リストを送付します。健診を受診される場合は、リスト記載の医院に事前にお問い合わせのうえ被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、次の条件に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

①病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

問合先 健幸づくり課 ☎ (275) 6392

または府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎ 06(4790)2031

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます

市では、防災情報など重要な情報の伝達手段として防災行政無線を整備していますが、防災行政無線の放送は、雨や風などの気象状況、各戸の立地状況により、内容が聞き取りづらいことがあります。市民の皆さんに確実に情報をお伝えできるよう、市では防災行政無線で放送した内容（午後5時の定時放送を除く）を電話で聞くことができるシステム（自動応答装置）を導入しました。

高石市防災行政無線テレホンサービス

☎0180(997)444

※通話料は利用者負担です。

※24時間後に音声は削除されます。

問合先 危機管理課 ☎ (275) 6245



令和3年度 後期高齢者医療保険料について

▼大阪府令和3年度の保険料率

年間保険料（限度額64万円）＝被保険者均等割額（被保険者1人あたり5万4111円）＋所得割額（被保険者の所得×所得割率10・52％）

▼保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（年額5万4111円）が表のとおり軽減されます。

所得の判定区分 同一世帯内の被保険者と世帯主（被保険者でない方も含む）の総所得等の合計額	軽減割合	令和3年度の 軽減後 均等割額（年額）
【基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）】を超えないとき	7割	16,233円
【基礎控除額（43万円）＋28万5千円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）】を超えないとき	5割	27,055円
【基礎控除額（43万円）＋52万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）】を超えないとき	2割	43,288円

※1…給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

※2…基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。

※3…軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※4…年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、当面公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

なお、軽減対象となる方の判定は、所得情報に基づいて行うので、申請の必要はありません。ただし、所得情報がない場合は後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の軽減

割合が上表の7割に該当する方はその軽減割合が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

問合先 健康づくり課 ☎（275）6392
または府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06（4790）2028

介護保険

介護保険料 仮徴収額通知書を送付

介護保険料は、前年の所得金額をもとに決定します。令和3年度の年間保険料は、令和2年中の所得確定後の7月に決定しますので、それまでは令和元年（平成31年）中の所得をもとに算出した仮徴収（暫定賦課）の保険料を納めていただきます。

▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を月額1万5千円以上受給されている第1号被保険者（65歳以上）の方は、年金から引き落とし（特別徴収）されます。なお、仮徴収期間（4月・

6月・8月）の月割保険料は、本年2月に引き落とされた保険料と同額を徴収します。10月以降の保険料は、7月に決定される年間保険料額から仮徴収期間に徴収する保険料を差し引いた額となり、10月～翌年2月の期間で徴収します。

特別徴収の方の仮徴収額通知書は送付しませんので、ご了承ください。

▼普通徴収

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替等で納めていただきます。

仮徴収期間の月額保険料は、前年度の保険料をもとに暫定賦課しており、7月に年間保険料を決定し、仮徴収期間の保険料を差し引いた額を7月～翌年3月の本徴収期間で徴収します。

問合先 健康づくり課
☎（275）6329

各種

飼犬登録と狂犬病の予防注射

飼犬は生後3か月を過ぎると、飼犬登録と年1回の狂犬病の予防注射が必要です。予防接種はお近くの動物病院で受けることができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。たぐか生活環境課 ☎(275) 6266 までお問い合わせください。

野良猫にエサを与える前に

野良猫にエサを与えて残ったエサやトイレの片付けをしないと、残ったエサが散らかったり悪臭が発生する等、周囲の方に迷惑がかかります。また、エサを与えられた猫が不妊去勢手術を受けていないと、子猫をたくさん生んでしまいます。不特定の方にエサを与えることは猫の健康面から良いことではありません。エサを与える前に考えてみましょう。

問合せ 生活環境課

☎(275) 6266

セアカゴケグモにご注意を！

見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。
駆除の方法…クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー（クモ用またはゴキブリ用）を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。
もし、かまれたら…患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

問合せ 生活環境課

☎(275) 6266

カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心がけましょう。
対策 生ごみを減らす・生ごみが外から見えないようにする・防鳥ネットやごみ箱を使う

問合せ 生活環境課

☎(275) 6266

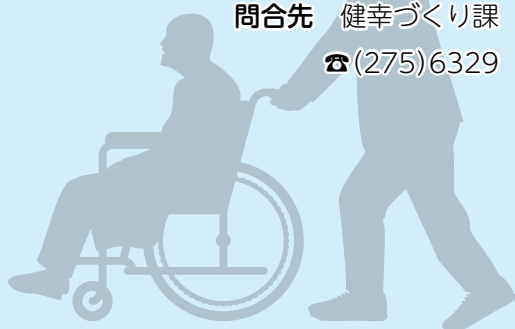
65歳以上の方へ介護保険料のお知らせです

介護保険料の見直し

介護保険は、介護や支援が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。保険料額は、3年に1度、サービスの利用実績と、今後のサービス利用推計や人口推計等により見直しが行われます。この度、表のとおり、金額の見直しが行われました。今後も保険料納付にご理解とご協力をお願いします。

問合せ 健幸づくり課

☎(275)6329



段階	対象	保険料の年額
1	生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	22,090円
2	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万円以下の方	29,450円
3	世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の方	51,540円
4	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	66,270円
5	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で第4段階以外の方	73,640円
6	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	88,360円
7	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	95,730円
8	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	110,460円
9	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上、400万円未満の方	128,870円
10	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	147,280円

普通ごみ処理券を 上手に使うために

毎回使用するごみ袋を45リットルから30リットルにするなど普段使う袋よりも1つ小さいサイズとなるよう工夫することで、1年間で普通ごみ処理券約100枚の節約となります。ごみの量に合った大きさの袋を使うようにしましょう。

ごみの分別やりサイクルを徹底して、普通ごみの量を減らしましょう。

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

重度障がい者の方などに ―等利用料金助成券を交付―

対象 身体障害者手帳（1・2級）

や療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

※交付は年間最大24枚まで

申請・問合先 対象となる手帳または医療受給者証と印鑑を持参し、高

齢・障がい福祉課 ☎ (275) 6294

がん検診（集団検診）の申し込みについて

申込 ▼インターネット予約…4月26日（月）午前10時から市ホームページへ、▼電話・窓口予約…5月10日（月）午前9時から地域包括ケア推進課へ

※詳細は折込の「高石市健幸だより」をご覧ください。

「市ホームページ」
がん検診のページは、
こちらのQRコードから▼



■注意事項

今年度の検診から予約方法が変わりました。全日程を4回に分けて予約を開始します。詳細は改めてお知らせします。

問合先 地域包括ケア推進課

☎ (267) 1160

令和4年度以降の成人式式典について

令和4年4月1日から、民法の一部を改正する法律の施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、令和4年度以降の式典に

悪質電話による被害・詐欺を防ぐために

悪質電話防止装置の無料貸出・購入費の助成を実施します

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として、市では以下の取組を実施します。申請方法は市HPまたは経済課までお問い合わせください。

問合先 経済課 ☎ (275) 6149

■悪質電話防止装置の無料貸出

電話をかけてきた相手へ録音する旨の警告メッセージを流した後、自動で録音を開始する通話録音機を貸し出します。

対象 市内在住の65歳以上の方

募集 30台（先着順）

申込 経済課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、貸し出しが遅くなる場合があります。



▲自動通話録音機

■特殊詐欺対策機器購入費の助成

対象となる特殊詐欺対策機器を購入された方へ、購入費用に対する補助金を交付します。

対象 市内在住の65歳以上の方等が居住する世帯（1世帯につき1回のみ申請可能）

助成額 購入金額分（上限10,000円）

※補助金額は100円未満切り捨て。

対象機器 （公財）全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品

※スマートフォン、携帯電話を除く。

申込 経済課



▲防犯機能付き電話機

ついても、本市では引き続き当該年度に20歳を迎えられる方を対象に成人の日（1月の第2月曜日）に成人式を開催します。

問合先 社会教育課

☎ (275) 6437

小中学校でメッセージ電話を導入しています

令和3年3月25日から、各小中学校にメッセージ電話を導入しています。平日夜間や休日において、次の時間はメッセージ電話による対応となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■メッセージ電話での対応時間

小学校：平日午後6時～翌日午前8時及び土・日・祝日等の終日
中学校：平日午後6時30分～翌日午前8時及び土・日・祝日等の終日
※長期休業中の平日は小中学校ともに午後5時～翌日午前8時30分

問合先 学校教育課

☎ (275) 6434

パブリックコメントを実施

■高石市下水道事業経営戦略

閲覧期間 4月30日まで

閲覧場所 市役所および市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

意見提出・問合先 4月30日（必着）

までに住所・氏名・ご意見を記入し、上下水道課へ持参または郵送、FAX、Eメール「〒592・8585（住所記載不要）、☎ (275) 6419、FAX：(275) 6116、Eメール：jg.soumu@city.takaishi.lg.jp」

■高石市議会基本条例

閲覧期間 4月30日まで

閲覧場所 市役所および市内各公共施設（市議会ホームページでも閲覧可）

意見提出・問合先 4月30日（必着）

までに住所・氏名・ご意見を記入し、議会事務局へ持参または郵送、FAX、Eメール「〒592・8585（住所記載不要）、☎ (275) 6453、FAX：(265) 4634、Eメール：gikai@city.takaishi.lg.jp」

排水管の高圧洗浄 トラブルに注意

「排水管の高圧洗浄3千円」というチラシを見て、電話で依頼した。来訪した業者から渡された見積書は2万円を超えていたが、自分が家に呼んだので断ったら申し訳ないと思い、契約書にサインした。その後、同じ業者の別の人が家に来て、「排水設備が老朽化しているので、全部交換したほうがいい。交換しないと家が傷んでしまう」と言われ、20万円の排水工事の契約を結んでしまった。（80歳代女性）



低価格を強調したチラシをみて、排水管の高圧洗浄を依頼したところ、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。チラシに「〇〇円」と大きく記載されていても、その料金は1カ所あたりの費用である旨等、料金の条件や、詳細な説明が小さな文字で記載されていたり、目立たない部分に記載されていたりすることがあります。チラシの内容をしっかりと確認し、安さにつられて安易に依頼しないようにしましょう。また、本当に必要な作業なのか冷静に判断する必要があります。排水管洗浄の契約をきっかけに、事業者からさらなる点検や別の作業の契約を勧誘される場合もあります。必要がない契約はきっぱり断ることも大切です。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第377号」から抜粋・イラスト黒崎玄

発達相談員（会計年度任用職員）を募集します

募集 1人

応募資格 乳幼児の発達検査及び相談業務の従事経験を有する方、臨床

発達心理士等の資格を有する方

業務内容 市内保育所・認定こども

園通園児童への発達検査及び発達相談、子育て支援課での育児相談

勤務時間 月～金曜日のうち週4日、午前9時～午後4時45分のうち7時間勤務

雇用期間 令和3年5月1日～令和4年3月31日（更新あり）

月給 16万3000円

※6月・12月に賞与あり

応募・問合せ先 履歴書・資格証の写し、「あなたが発達相談業務で大切と考えていること」をタイトルにした小論文を子育て支援課 ☎（275）6359へ持参または郵送、後日面接

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

あすを生きる

暖かくなり、桜前線が北上を続ける4月は、新年度の始まりです。入学式や入社式、進級や異動もあり、出会いの季節でもあります。

さて、今回はこの出会いについて触れていくことにします。文部科学省では、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で「特別の教科 道徳」を全面实施しています。

本市の教科書は、小学どうとく「いきるちから」を、中学道徳「あすを生きる」を採択しています。中学1年の教科書の1ページ目は「であう」で始まり、次のように記述されています。

よりよく「あすを生きる」ために中学生になった。
あなたには、さまざまなか
があるだろう。
新しい生活。
新しい仲間。
そして、新しい自分。
たくさんのであいの中で、新しい自分を見つけ考えるために。さあ、ページを開こう。

よりよく「あすを生きる」た

めに大切なこととして、具体的に次のA、B、C、Dの4つの視点について学習しています。

A 自分自身

- ・ 自主、自律、自由と責任
- ・ 節度、節制
- ・ 向上心、個性の伸長
- ・ 希望と勇気、克己と強い意志
- ・ 真理の探究、創造

B 人との関わり

- ・ 思いやり、感謝
- ・ 礼儀
- ・ 友情、信頼
- ・ 相互理解、寛容

C 集団や社会との関わり

- ・ 遵法精神、公德心
- ・ 公正、公平、社会正義
- ・ 社会参画、公共の精神
- ・ 勤労
- ・ 家族愛、家庭生活の充実

・ よりよい学校生活、集団生活の充実

・ 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度

・ 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度

・ 国際理解、国際貢献

D 生命や自然崇高なものとの関わり

- ・ 生命の尊さ
- ・ 自然愛護

・ 感動、畏敬の念
・ よりよく生きる喜び
となっています。

中でも、Cの集団や社会との関わりでは、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り自他の権利を大切にすると等、人権教育の指導が行われています。

この人権教育は、人権啓発とともに国が平成14年に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づいています。国民一人ひとりに人権に関する正しい知識と日常で生かせる人権感覚が身につくよう、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、人権課題の解決に向けた施策に取り組んでいます。

本市においても、人権協会、事業所人権教育推進連絡協議会等とともに、憲法週間や人権週間その他様々な人権課題に対する懸垂幕、ポスター、パネル等の掲示や、啓発物品の配布による街頭啓発、人権啓発講演会「人権を考える市民の集い」の開催等の事業を実施しています。

人権推進課

☎（275）6279